

別紙①

通所リハビリテーション事業所
介護予防通所リハビリテーション事業所

介護老人保健施設なかだ

重要事項説明書

医療法人 仁泉会

通所リハビリテーション事業所
介護予防通所リハビリテーション事業所
介護老人保健施設なかだ
重要事項説明書

医療法人 仁泉会
更新日 令和 6 年 1 1 月 1 日

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
【宮城県指定 介護保険事業者番号】
0 4 5 1 2 8 0 0 4 4

当事業所は、利用者に対して通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションを提供いたします。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事等を、次の通り説明いたします。

＊当事業所の通所リハビリテーションは、
原則として要介護認定の結果、
「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。

1. 事業所の概要

(1) 事業所経営法人

法 人 名	医療法人仁泉会
法人所在地	〒039-1161 青森県八戸市大字河原木字八太郎山 10 番地 81
電話番号	0178-51-2590
F A X 番号	0178-51-2591
代表者名	理事長 田中 由紀子
設立年月日	昭和 4 2 年 4 月 7 日

(2) 事業所名称等

事業所名	介護老人保健施設なかだ
事業所所在地	〒987-0611 宮城県登米市中田町浅水字上川面 65 番地 1
電話番号	0220-35-2655
F A X 番号	0220-35-1062
施設長氏名	施設長 木村 幹
開設年月日	平成 2 1 年 6 月 1 日

(3) 事業所の目的と基本理念

* 目的

当事業は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、事業所をご利用いただき、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能回復を図ることを目的としています。

* 基本理念

- ①利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。
- ②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
- ③常に健全な精神を持って職員同士一致と協力でサービスの質の向上を目指します。
- ④利用者の生き甲斐を高め、自立への意欲を支援していきます。

(4) 通所定員

定員 1日 60名

(5) 営業日及びサービス提供時間

- 1、営業日 毎週日曜日以外営業
- 2、営業時間 午前8時30分から午後5時30分
(サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分)

(6) 従業者の職種、員数

事業所では、下記の通りの人員基準を満たしております。なお、人員配置については常勤換算法での配置となっています。

<医師>

60名に対して、1名の常勤医師を配置（介護老人保健施設との兼務）

<看護・介護職員>

60名に対して6名以上の割合で専ら専従する常勤職員及び非常勤職員数を配置

<作業療法士・理学療法士・言語聴覚士>

60名に対して0.6名以上の常勤・非常勤を配置

<支援相談員>

60名に対して1名以上の常勤職員を配置

<管理栄養士・栄養士>

60名に対して必要数の常勤職員を配置

<調理員>

60名に対して必要数の常勤職員・非常勤職員を配置

<事務員>

60名に対して必要数の常勤職員を配置

2. 利用手続きについて

介護保険給付の管理がありますので、担当の介護支援専門員を通じてお申し込みをいただきます。後日、訪問または来設していただき事業所サービスの説明、ご本人の状況確認をさせていただきます。その際、必要書類の記入、当方指定の診療情報提供書をお渡ししますので、かかりつけ医で作成していただきます。その書類に基づき、入所判定会議においてご利用希望者が当サービスに対応できるか検討し、決定させていただきます。

3. サービス内容

- ①食事 : 管理栄養士による高齢者の趣向と健康にあわせた献立。
- ②入浴 : 一般浴槽及び入浴介助を要する方には特別浴槽で対応します。
- ③送迎 : 車椅子や寝たきりの方の送迎も可能です。
- ④健康状態の確認 : 血圧・体温等をチェックし、異常の早期発見に努めます。
- ⑤集団リハビリ : ゲーム性のあるものを取り入れ行います。
- ⑥個別リハビリ : 個人ごとの訓練計画に基づいた訓練を行います。
- ⑦栄養改善 : 管理栄養士が個人ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行います。
- ⑧口腔機能向上 : 口腔清掃や摂食等の指導等を行います。
- ⑨運動器機能向上 : 運動器の向上を目的としたリハビリを行います。
- ⑩理容サービス : カットのみになります。

その他

※これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用者の方から利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

4. 利用の際に準備していただくもの

- ・ 上靴（履き慣れたもの） ・ 爪きり ・ くし（ブラシ）
 - ・ お薬（昼食時に服用されている分）
 - ・ 着替え（入浴後、交換する衣類・下着）
- ※入浴用のタオル等は事業所で準備いたします。
- ・ 排泄用品（オムツ、リハビリパンツ、パットなど常時使用されているもの）
 - ・ 常に使用されている杖、車椅子など（必要に応じて準備してください）

＊尚、持ち物には記名をしていただきますようお願いいたします

5. 利用料金及び支払方法について

- ①利用料金については、別紙②の料金表を参照して下さい。
- ②利用料金については、精算を月末締めとし、翌月 15 日までに請求書を送付いたしますので、その月末までにお支払い下さい。お支払いの確認が済み次第領収書を発行いたします。
お支払いについては、指定口座への振込み、または預金口座振替の方法があります。
- ③前号①②で請求しました利用料が、3 ヶ月分以上お支払いがなく、その支払いを督促したにもかかわらず、特別な事情のある場合を除き、督促状を発行した日から 30 日以内にお支払いがない場合、利用契約を解除・終了（退居）させていただきます。

6. 事業所利用にあたっての留意事項

- (1) 飲食物の持ち込みは、医学管理上及び衛生管理上、問題となる場合がありますのでご遠慮いただきます。
- (2) 飲酒は禁止させていただきます。但し、事業所行事に伴って提供される場合は、この限りではありません。
- (3) 喫煙は、所定の喫煙場所をお願いいたします。定められた場所以外での喫煙は禁止いたします。
- (4) 設備・備品の利用に当たっては、損傷や汚染等に十分にご注意願います。なお、寝具備品等を著しく破損または汚染した場合には、修理代又は、クリーニング代の実費を申し受ける場合があります。
- (5) 貴重品の事業所内への持ち込みは、原則としてお断りいたします。
- (6) 金銭の持ち込みについては必要最低限、お小遣い程度にとどめてください。但し、この場合、盗難や紛失が発生した場合において当事業所ではその責任を一切負いません。
- (7) 当事業では、多くの方に安心してサービスを受けていただくために、事業所内（送迎車

両内も含む)での利用者の営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動及び、他の利用者への迷惑となる行為は、禁止させていただきます。

7. 緊急時の対応について

- ①事業所は、利用者に対し事業所医師の医学的判断により病院受診が必要と認める場合には、協力医療機関又は、協力歯科医療機関での診療を依頼する事があります。
- ②事業所は、利用者に対し事業所における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介致します。

8. 非常災害対策

(防災設備) 屋内消火栓、自動火災報知器、非常放送装置、非常電源設備、消火器、消防署への火災通報装置、非常誘導灯

(防災訓練) 年2回

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 事業所の苦情相談窓口

- ①担 当 者 : 相談室 及川 裕路
- ②電 話 番 号 : 0220-35-2655
- ③F A X 番 号 : 0220-35-1062
- ④受 付 時 間 : 毎日 8:30~17:30

(2) 事業所以外の相談・苦情窓口

事業所以外に、下記の苦情相談窓口等にも苦情を伝えることができます。

(行政機関その他苦情受付機関)

行政機関名	所在地	電話番号	ファックス番号
登米市福祉事務所 長寿介護課	宮城県登米市南方町 新高石浦130	0220(58) 5551	0220(58) 2375
宮城県東部保健福祉事務所 (石巻事務所)	宮城県石巻市あゆみ野 5丁目7番地	0225(95) 1419	0225(96) 3560
国民健康保険団体連合会 介護保険課・苦情係	宮城県仙台市青葉区上杉 1-2-3	022(222) 7700	022(222) 7260

10. その他

- (1) 事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。
- (2) ご要望やご質問がございましたら、何なりと事業所の管理者や支援相談員、またはスタッフにお声がけください。

重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和 年 月 日

所属 _____

氏名 _____ 印

重要事項説明書の内容に関する説明を、上記の担当者より受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理署名者 _____
利用者との関係（ ）